

令和5年第6回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月7日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
報告第 3号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について
報告第 4号 令和4年度氷川町健全化判断比率等の報告について
日程第 5 議案第33号 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6 議案第34号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 7 議案第35号 氷川町立神峡公園条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第36号 氷川町公民館条例の一部を改正する条例について
日程第 9 議案第37号 氷川町体育施設条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第38号 令和5年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について
日程第11 議案第39号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 議案第40号 令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第13 議案第41号 令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第14 議案第42号 八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第15 議案第43号 八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について
日程第16 認定第 1号 令和4年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第17 認定第 2号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18 認定第 3号 令和4年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 認定第 4号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 5号 令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 同意第 3号 氷川町教育委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第 4号 氷川町教育委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第 5号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第24 同意第 6号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 同意第 7号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである（11名）。

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 飯田健二 | 2番 | 西尾正剛 |
| 3番 | 木下厚 | 4番 | 清田一敏 |
| 5番 | 長尾憲二郎 | 6番 | 吉川義雄 |
| 7番 | 上田俊孝 | 8番 | 三浦賢治 |
| 9番 | 上田健一 | 11番 | 片山裕治 |
| 12番 | 米村洋 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）。

- 10番 松田達之

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	西村裕	総務課長	増永光幸
企画財政課長	西村憲志	税務課長	平山早苗
町民課長	坂本哲也	福祉課長	岩本博美
農業振興課長	増住豪二	農地課長	坂梨俊弘
建設下水道課長	白丸浩二	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	星田達也	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	島田博行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） ただいまから、令和5年第6回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議録規則第120条の規定によって、5番、長尾憲二郎君、6番、吉川義雄君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月15日までの9日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月15日までの9日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

10番、松田議員から本日の会議に対して、体調不良のため出席出来ない旨の欠席届が提出され、これを認めましたので報告します。

今回受理した請願陳情等は、配付資料のフォルダに格納しました請願陳情等一覧表のとおりです。

5番、熊本県各自治体への社会保障の充実を求める共通要望書及び6番、会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情については、資料を議会フォルダ内に格納します。

次に、例月現金出納検査、備品監査及び補助金等交付団体監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、御自由に関覧願います。

次に、令和5年7月26日、熊本県町村議会議長会、令和5年度町村議会常任委員長及び議会運営委員長研修会が、オンラインで開催され、木下委員長、西尾委員長、清田委員長が出席しましたので報告します。

次に、八代広域行政事務組合議会令和5年7月臨時会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、会議録は議会事務局に保管してありますので、御自由に関覧願います。

次に、令和5年6月26日、北海道大空町監査委員の視察研修を受け入れ、議長及

び上田監査委員が出席しましたので報告します。

次に、令和5年7月27日、香川県多度津町議会建設産業民生常任委員会の視察研修を受入れ、議長、副議長が出席しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。



- 日程第 4 行政報告
 - 報告第 3号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について
 - 報告第 4号 令和4年度氷川町健全化判断比率等の報告について
- 日程第 5 議案第33号 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第34号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第35号 氷川町立神峡公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第36号 氷川町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第37号 氷川町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第38号 令和5年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第39号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第40号 令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第41号 令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第42号 八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第15 議案第43号 八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について
- 日程第16 認定第 1号 令和4年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 2号 令和4年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 3号 令和4年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 4号 令和4年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 5号 令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 2 1 同意第 3 号 氷川町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 2 同意第 4 号 氷川町教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 3 同意第 5 号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 4 同意第 6 号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 5 同意第 7 号 氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（米村 洋君） 日程第 4、報告第 3 号、宮原まちづくり株式会社の経営報告についてから日程第 2 5、同意第 7 号、氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題とします。

町長の行政報告及び提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さまおはようございます。二十四節気の一つ、白露を明日に控えまして、朝夕は暑さが和らいでまいりました。議員各位には日々御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和 5 年第 6 回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともにお忙しい中にお繰り合わせ、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、町政の推進にあたりまして、格段の御理解と御協力を賜り、おかげをもちまして、事務事業が概ね順調に進捗いたしております。心より感謝と御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ収束には至っておりません。町内におきましても日々、感染が確認されている状況でございます。今後とも、感染予防に留意してまいりたいというふうに思っております。

今年の台風につきましては、1 2 号までは直撃は回避されてきました。ただ、これから本格的な台風シーズンを迎えますので、風水害等災害への警戒を怠らず、しっかりと対応してまいりたいと思っておりますし、災害が起きないことを祈っているところでございます。

先般、説明をいたしましたとおり、8 月 7 日に、八代市との間で、一般廃棄物の焼却処理委託に関する覚書の締結を行いました。当初の計画どおり、来年 4 月以降の氷川町の可燃ごみの処理につきましては、八代市環境センターに事務委託により実施することといたします。

なお、ごみ減量化につきましては、リサイクルの推進とともに、今後も継続をして進めてまいりますので、議員各位の御支援もよろしくお願いいたします。

先々週、8 月 2 2 日に、総理官邸を訪問いたしました。い草の製品並びに吉野梨を贈呈し、知名度向上と、吉野梨の台湾輸出の実践につきまして、認知していただいたところであります。20 年前から輸出をしていたことに、総理も大変びっくりされておられまして、早くからやっていたんですねというお言葉をいただきました。今年も送りますということをお伝えしてまいりました。

また、農林水産省にも赴きまして、農林水産大臣に直接お会いし、先ほどのような報告をさせていただいたところであります。ちなみに、畳表のベンチにつきましては、氷川町の谷口木工所が製作しておりまして、非常に感動されておりました。良い仕事

をしているなということ、総理もびっくりされておられまして、そういった職人が氷川町にいらっしゃるといことは非常に誇りでございますし、これからも頑張りたいなという思いでございます。

8月24日には、4年ぶりに地蔵まつりが開催されました。造り物並びに花火の打ち上げがあり、大変にぎわったとお聞きしております。

来週、12日から14日まで、吉野梨の台湾輸出事業の一環といたしまして、現地での商談及び販売促進に、JA梨部の皆さん方と一緒にまいります。吉野梨をしっかりと宣伝していきたいと思っております。

さて、令和5年度も早いもので、5か月を経過いたしました。主な事業の進捗状況を御報告させていただきます。

まず、竜北地区の湛水防除事業につきましては、排水機場の本体の下部工が施工されておりまして、来年3月までの完了の予定であります。また、ゲートポンプ等の機械設備につきましては、既に発注されておりまして、今、工場で作成をされていると報告を受けております。1号導水路の改修につきましては、昨年、施工の方法を見直しました。それに基づきまして、今年11月から工事を再開すると報告を受けております。

地区内の用排水路の改修につきましては、高塚出口地区用水路のゲートの改修が完了いたしました。

また、東小学校北側の笹尾新田地区排水路改修工事につきましては、既に業者に発注を済ませておりまして、今後、暫時、工事が進められていくものと思っております。

不知火干拓の再整備事業につきましては、事業の採択が決定されました。今年度調査設計に着手をされます。

多面的機能支払交付金事業につきましても、30地区で取り組まれております。昨年度からの繰越分も含めまして、約1億5,000万円の予算規模で、今年度事業を進めていくこととなります。農地維持事業及び長寿命化事業をそれぞれの地区で進めていくということでございます。

3歳未満児の保育料無償化を今月から開始いたします。

同様に、おむつやミルク代等の負担軽減のための物価高騰対策子育て支援臨時交付金につきましても、暫時、交付を行っているところであります。

学校給食調理場の天井の張替えが完了いたしました。継続して、増築工事、それから改修工事の施工を行っているところであります。

宮原小学校廊下の研磨及び音楽室の床の張り替え工事につきましては、夏休み期間を利用して、完了しております。

商工会プレミアム商品券、とくとく券につきましては、現在約8割の販売実績であります。今年は少し枚数を増やしました関係で、8割が売れて、2割が残っているということでございまして、これにつきましても、完売を目指して進めていければと思っております。完売いたしますと、約6,000万円強の経済効果、地区内でのお金の効果がありますので、ぜひ進めていきたいと思っております。

ふるさと納税につきましては、年度当初は、昨年を下回る実績でありました。非常に心配しましたがけれども、7月、8月につきましては、昨年の実績を上回るような実績で推移しておりまして、少し取り戻してきているのかなという思いでございます。8月末現在で1億7,749万3,500円の寄附をいただいております。また、最近、企業版のふるさと納税も増えてきておりまして、大変ありがたく思っております。その目的に沿って活用を進めていきたいと思っております。以上、令和5年度の主要事業の進捗状況の報告でございます。

さて、本定例会に提案いたしておりますのは、報告2件、条例の一部改正及びその他7件、令和5年度一般会計並びに特別会計補正予算4件、令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定5件、同意5件でございます。

まず、報告第3号は、宮原まちづくり株式会社の経営報告について、報告第4号は、氷川町財政健全化判断比率等の報告について、この後、各課長より報告をさせます。

議案第33号は、コンビニエンスストア等において、印鑑登録証明書の交付を開始することに伴い、氷川町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第34号は、コンビニエンスストア等において印鑑登録証明書の交付を開始するに当たり、交付に関わる手数料を定めるため、氷川町手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第35号は、立神峡公園の里地屋敷の利用時間並びに施設使用料を改正するため、氷川町立神峡公園条例の一部を改正するものであります。

議案第36号は、氷川町公民館の管理に指定管理者制度を導入するため、氷川町公民館条例の一部を改正するものでございます。

議案第37号は、氷川町体育施設の管理に指定管理者制度を導入するため、氷川町体育施設条例の一部を改正するものであります。

議案第38号は、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第5号）でありまして、歳入歳出それぞれ3億5,128万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ83億3,522万7,000円とするものでございます。

歳入の主な項目は、国県支出金、寄附金、繰越金及び町債で、歳出の主な事業内容は、消防施設費、保育所費、地区要望対応事業及び財政調整基金積立金であります。

議案第39号は、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ18億9,793万円とするものでございます。

歳入の主な項目は繰越金で、歳出の主な事業内容は還付金であります。

議案第40号は、令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,264万6,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ78億4,704万円とするものであります。金額が違っているかもしれません。後ほど課長より報告をさせます。

歳入の主なものは繰越金、歳出の主な内容は返還金及び償還金でございます。

議案第41号は、令和5年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ505万2,000円を追加するもので、終末処理場の修繕費でございます。

議案第42号は、八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号は、八代市と氷川町との一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について、地方自治法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

認定第1号から認定第5号までは、令和4年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見書及び主要な施策の成果に関する調書を添付し、認定に付すものでございます。

同意第3号並びに同意第4号は、氷川町教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

同意第5号から同意第7号は、氷川町固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議をいただき、円満なる御決定と御承認をいただきますようお願い申し上げまして、挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） これから、報告第3号から順次、詳細説明を求めます。地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 報告第3号、宮原まちづくり株式会社の経営報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度宮原まちづくり株式会社の経営状況につきまして、別紙のとおり御報告いたします。

1枚ページをめくっていただきますと、まず、令和4年度事業計画書で、第21期となります。

次の2ページから計画が記載されていますので、計画に対する実施状況を御報告いたします。資料の2ページを御覧ください。

①イベント事業について、中心市街地において、観光物産協会及び商工会と連携して実施していました地蔵まつりなど、新型コロナウイルス感染症の影響により、全て中止となりました。主催イベントのわらしべ市では、テーマごとに、12月の2週間の期間を設けて開催し、また、期間中の日曜日の1回、氷川町観光物産協会及び氷川物産振興協議会との連携により、物産展を開催し、町内の物産振興を図ることが出来ました。期間中の来場者は、前期に比べ、10パーセント増加し、700名の方々に御来場いただきました。2月から開催していますひなまつり展につきましては、感染拡大防止の対策をとりながら、紙でつくった熊本城や全国各地のお城を舞台に、ひな人形を並べました。また、今回は、近くの保育園児が作成したひな人形を、宮原振興局や近隣の商店街13店舗の店頭にも飾っていただくなど、地域でひな祭り展を盛り

上げていただきました。テレビや新聞などでも取り上げられたことにより、県外からの来場者も多く見られ、期間中の来場者につきましては、前期に比べ、200パーセント増の約4,500名の方々に御来場いただいたところです。

②のエコショップ運営事業につきましては、EM発酵液の利用者は、環境学習の一環として、町内全小中学校のほか八代市の小学校におきましては、毎年の利用と定着、また、町内各地の地区づくり活動でも活用されているところです。今期は新規拡大を目指して、宮崎県日之影小学校でEM講習会を実施いたしました。

資料3ページになります。

④請負指定管理等事業では、八代生活環境事務組合クリーンセンター内の不燃物処理業務を受託し、5名の従業員にて作業を行いました。また、秋山幸二ギャラリーでは、コロナ感染拡大の防止による行動自粛等が緩和されたことにより、来場者が増加したところです。

次に、当期の支出につきまして御報告申し上げます。

5ページの損益計算書で説明させていただきます。

右側の数字になりますが、上の段より、営業収益は2,508万1,486円で、前期に比べ、約42万4,000円の増額となりました。一方、営業費用は売り上げ原価が203万5,060円、販売費及び一般管理費が右下の数字で2,333万122円となり、これを合わせまして、2,536万5,186円。これは前期に比べますと、約28万7,000円の増額になります。これにつきましては、昨年10月、熊本県の最低賃金が改定されたことにより、社員給与の見直しをしたことによる人件費の支出が増えたことが、増加の主なものであり、1番上の営業収益から営業費用を引きました営業利益、下のほうの括弧内になりますが、28万7,000円の損失で、これは前期と比較しますと、昨年もマイナスでしたが、損失額としては約13万7,000円の減少となります。この営業利益28万3,700円の損失、マイナスに営業外収益19万2,686円を加えた税引き前の当期純利益は下から3行目、9万1,010円のマイナスとなり、税引き後の当期純利益は16万2,010円の損失となります。

収支の主なものといしまして、7ページを御覧ください。

第21期の収支決算書をつけております。

収入ですが、上から喫茶と物産販売の売上で約275万円、まちづくり酒屋管理委託料で436万4,000円、クリーンセンターの請負業務委託料が1,690万2,000円となっています。支出の主なものは物産等の仕入れが230万5,000円、社員の人件費で福利厚生費、通勤手当等も合計しますと、1,991万1,000円、備品購入費として91万7,000円。これは、EM発酵液のタンク及びシンク等を購入しています。下のほうのイベント費につきましては、ひな祭り展の展示などを行い、36万円の支出となっています。

8ページを御覧ください。

株主資本等変動計算書です。右から3列目、利益剰余金の合計欄ですが、1段目が

当期首残高で962万5,836円。その2つ下、当期純益が16万2,014円の損益で、差引き、1番下となりますが、利益剰余金の合計が946万3,822円となっております。以上で、令和4年度宮原まちづくり株式会社の経営報告とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 報告第4号、令和4年度氷川町健全化判断比率等の報告について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度氷川町健全化判断比率等について、別紙のとおり報告するものです。

1 ページを御覧ください。

令和4年度氷川町健全化判断比率等の数値を記載しています。この報告は、町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応がとられるように、関係書類を監査委員の審査に付し、その意見を受けて、議会に報告するものです。

上段の表中、右側の早期健全化基準とは、市町村の財政規模に応じて、政令で定められた基準で、これを超えた場合は自主的な改善努力による財政健全化を図るため、財政健全化計画の策定や外部監査が義務づけられています。氷川町の比率ですが、指標の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がなかったことから、ハイフンで表示しております。

次の指標の実質公債費比率は12.5パーセントです。これは町の一般会計の支出のうち、地方債借入金の返済額及びこれに準じる、一部事務組合への負担金などにどれだけ充てられているのかを示す比率で、過去3年間の平均値です。前年の10.5パーセントから2ポイント増加しておりますが、早期健全化基準の範囲内です。増加の主な要因は、竜北西部学童保育所整備事業や、道路改良事業に伴う合併特例事業債などの償還開始により償還金が増加したことによるものです。

次の指標の将来負担比率は12.8パーセントです。これは借入金残高のほか、将来負担すべき実質的な負債に当たる額の標準財政規模に対する割合ですが、前年より22.3ポイント減少し、早期健全化基準を大きく下回っております。減少の主な要因は、合併特例債や臨時財政対策債等の地方債現在高の減少によるものです。

次に、令和4年度氷川町資金不足比率ですが、下水道事業会計において、一般会計の実質赤字に相当する資金不足がなかったため、ハイフンで表示しております。これで、報告第4号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第33号並びに議案第34号につきましては、続けて御説明させていただきます。

議案第33号、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアなどに設置されています多機能端末機により、印鑑登録証明書の交付を開始することに伴い、条例の関係規定を整備する必要があるためでございます。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

第10条第3項の規定を改正し、第4項の規定を削除しております。第3項の規定につきましては、印鑑登録者が、数字4けたの暗証番号を設定しているマイナンバーカードの提供を受け、そのマイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストアなどに設置してあります多機能端末機で、印鑑証明書の交付申請をし、交付を受けることができることを規定しております。この条例は令和5年12月1日からの施行といたします。これで、議案第33号、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

続きまして、議案第34号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提案理由としまして、コンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機を利用した各種証明書の交付を開始するに当たり、交付に係る手数料を定める必要があるためでございます。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

令和5年12月1日からの運用開始を予定しておりますコンビニ交付の対象となる証明書は、印鑑登録証明書、住民票、住民票記載事項証明書、所得証明書、課税証明書の5つの証明書としております。手数料につきましては、各証明書とも、窓口交付とコンビニ交付を同額としておりますので、別表第1の手数料の金額欄へ自動交付機による交付の場合も同じであることを追加しております。

3ページを御覧ください。

前記以外の証明に、所得証明書、課税証明書が含まれていることから、手数料の金額欄へ対象となる証明書をあわせて追加しております。

この条例は令和5年12月1日からの施行といたします。これで、議案第34号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 議案第35号、氷川町立神峡公園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町立神峡公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、立神峡公園施設の継続的な運営を行うため、里地屋敷

の宿泊に係る利用時間や、ログハウスなどの施設使用料を改正するものです。

3 ページからの新旧対照表にて御説明いたします。

第4条を里地屋敷の宿泊に係る利用時間、現行、午前9時から翌日の午後5時までを、ログハウスやロッジと同じく、午後3時から翌日の午前10時までとするものです。

続きまして、各施設の使用料につきましては、別表のとおり改正するものです。

これは、それぞれの施設が設置当初からそのままの使用料で、見直しをしていませんで、各施設の維持管理に係る経費の物価高騰等に伴い、今回、見直すものでございます。

利用者の方々への周知期間が必要となりますので、この条例は令和6年4月1日からの施行としています。以上で、議案第35号、氷川町立神峡公園条例の一部を改正する条例について御説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、荒平健二君。

○生涯学習課長（荒平健二君） 議案36号と議案37号は続けて説明いたします。

まず、議案第36号、氷川町公民館条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

氷川町公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、指定管理者制度の導入に当たり、関係規定を整備する必要があるために提出するものでございます。

1 ページ目を御覧ください。

改正の内容としましては、指定管理者による管理運営第16条及び指定管理者が行う業務第17条を新たに追加するものでございます。

この条例は附則で公布の日から施行するものとしております。以上で、議案第36号についての説明を終わります。

続きまして、議案第37号、氷川町体育館条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

氷川町体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第36条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、指定管理者制度の導入にあたり、関係規定を整備する必要があるため提出するものでございます。

1 ページ目を御覧ください。

改正の内容としましては、指定管理者による管理運営第12条及び指定管理者が行う業務第13条を新たに追加するものでございます。

この条例につきましては、附則で公布の日から施行するものとしております。以上で、議案第37号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 議案第38号、令和5年度氷川町一般会計補正予算

(第5号)について説明いたします。

令和5年度氷川町一般会計補正予算(第5号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,128万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億3,522万7,000円とするものです。

5ページを御覧ください。

第2表債務負担行為の補正です。ふるさと納税事務支援業務と4つの施設管理業務を追加するもので、期間は全て令和8年度までで、それぞれの債務負担行為の限度額です。

6ページを御覧ください。

第3表地方債補正です。土木債の限度額を2億920万円に変更するものです。

歳出の主なものについて説明いたします。

12ページを御覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、10節、需用費23万円は、ペルー熊本県人会の平岡八重子会長が、10月に開催される海外日系人大会に出席するため来日され、本町へも来訪される予定で、その際の夕食会などの食糧費とするものです。

30目、情報推進費、12節、委託料と13節、使用料及び賃借料の合計44万6,000円は、総合行政システムに1業務を追加したため、そのシステムサポート業務委託料とサービス利用料です。

35目、交通安全対策費、10節、需用費128万3,000円は、地区要望対応として、通学路等における速度注意啓発看板の作成や交通安全施設を修繕するものです。

13ページを御覧ください。

45目、諸費、22節、償還金利子及び割引料109万3,000円は、税の修正申告等による税額変更に伴う歳出還付金の不足分として計上するものです。

50目、財政調整基金、24節、積立金2億6,000万円は、地方財政法第7条第1項に基づき、令和4年度歳計剰余金の2分の1を下らない額を積み立てるものです。

15項、5目、戸籍住民基本台帳費、12節、委託料36万3,000円は、来年3月開始予定の戸籍の広域交付に伴い、町の正本データと法務省の副本データの整合性を確認する作業を委託するものです。

15ページを御覧ください。

15款、民生費、5項、社会福祉費、10目、高齢者福祉費、18節、負担金補助及び交付金380万円は、新型コロナウイルス感染症による物価高騰の影響を受けている高齢者施設等への物価高騰対策支援金で、県が2分の1、町と事業所がそれぞれ4分の1を負担することとなるため、町負担分を計上するものです。

27節、繰出金146万4,000円は、介護保険特別会計への繰出金です。

16ページを御覧ください。

10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、19節、扶助費240万円は、妊娠届出時と出生届出時に、出産子育て応援給付金として、それぞれ5万円を給付していますが、妊娠時期が令和4年度だった方が、令和5年度の出生届出時に、同時に請求をされたため、今年度予算が不足する分を計上するもので、国3分の2、県6分の1の補助を財源とするものです。

15目、保育所費、22節、償還金利子及び割引料946万3,000円は、保育施設給付費等の実績に伴う国県への補助金の返還金です。

17ページを御覧ください。

15項、福祉センター費、10目、竜北福祉センター費、10節、需用費85万8,000円は、消防設備点検により、自動火災報知設備等の作動不良や各設備のバッテリーの交換時期が来ていることから、施設の消防用設備を修繕するものです。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の熊本地土地利用型農業競争力強化支援事業補助金172万5,000円は、米、麦、大豆等の生産拡大に取り組む地域営農組織育成支援として、農事組合法人へ、田植機等の機械導入を支援する補助金で、県2分の1の補助を財源とするものです。

25目、農地費、10節、需用費から次のページの15節、原材料費までの合計266万円は、それぞれ地区要望対応として、早尾地区の道路陥没の原因となっている水路の修繕、若洲地区の農村交流広場等の樹木伐採業務委託、河原地区の薩摩堰公園横の法面に張る防草シート購入にかかる費用を計上するものです。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費、5目、道路橋りょう総務費、12節、委託料100万1,000円は、町道吉本本山線の県道昇格を視野に入れ、国道3号などの交通量調査を委託するものです。

10目、道路維持修繕費、10節、需用費2,044万円は、地区から要望があった合計27か所の町道等の修繕料となります。

19ページを御覧ください。

12節、委託料、600万円は、スマートインターアクセス道路の除草範囲の拡大や高木伐採等の追加と、町道若洲農協氷川堤防線道路排水調査業務委託料で、14節、工事請負費500万円は、町道横枕2号線道路舗装補修工事にかかる費用です。

15目、道路新設改良費、12節、委託料700万円は、地区要望箇所の町道川上立神線道路改良に係る測量設計業務委託料で、14節、工事請負費300万円は、町道南北野割線道路舗装工事に、学童保育所との取り合い部分の崩れ防止排水対策を追加するものです。

15項、河川費、5目、河川総務費、13節、使用料及び賃借料100万円は、吉野川の浚渫及び雑草除去に係る重機等の借上料です。

20ページを御覧ください。

20項、下水道費、5目、公共下水道費、27節、繰出金505万2,000円は、下水道事業会計への繰出金です。

25項、住宅費、5目、住宅管理費、10節、需用費の修繕料235万8,000円

は、町営住宅のスロープ修繕や退去修繕に係る費用です。

10目、住宅建設費、16節、公有財産購入費325万5,000円は、地域優良賃貸住宅整備事業の実施に伴い、隣接する土地を購入するものです。

21ページを御覧ください。

40款、5項、消防費、15目、消防施設費、18節、負担金補助及び交付金609万4,000円は、若洲地区の防火水槽修繕のほか、楢地区、町地区への消防施設整備補助金です。

45款、教育費、10項、小学校費、10節、需用費の修繕料172万3,000円は、老朽化により不具合が発生している竜北西部小学校職員室の空調設備を改修するものです。

22ページを御覧ください。

20項、社会教育費、5目、社会教育総務費、7節、報償費60万円は、関連大会等の開催状況がコロナ禍以前に戻ってきており、全国大会等への出場者が増える見込みのため、奨励費を増額するものです。

10目、公民館費、18節、負担金補助及び交付金138万4,000円は、笹尾地区と新田地区公民館のスロープなどの設置、町地区公民館の屋根修繕等に係る町費補助金です。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

9ページを御覧ください。

65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、10目、民生費国庫補助金、10節、児童福祉費補助金の493万3,000円と、70款、県支出金、10項、県補助金、10目、民生費県補助金、10節、児童福祉補助金の123万3,000円は、出産子育て応援給付金の財源とするもので、当初、計上漏れだったものを含めて計上するものです。

同じく、県支出金の5目、総務費県補助金、5節、総務費補助金の209万2,000円の減額は、物価高騰対応生活者支援交付金の交付要綱改正により、公立の保育施設や公立学校への給食費の補助などが対象外となったことによるものです。

20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金172万5,000円は、歳出の農業振興費に計上しております同名補助金の財源とするものです。

10ページを御覧ください。

85款、繰入金、介護保険特別会計繰入金2,581万円は、4年度決算に伴う町費負担分負担分の返還金です。

11ページを御覧ください。

95款、諸収入、20項、5目、5節、雑入417万2,000円は、氷川町スポーツ協会をはじめ、各種補助金交付団体からの4年度事業実績に伴う町費補助金の返還金で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため縮小して実施した事業などもあり、返還となっているものです。

99款、5項、町債、20目、土木債の合計1,700万円は、当初予定しております

した公共用地先行取得等事業債から公営住宅建設事業債へ組み替えるものと、地方道路等整備事業債等の増額分は、道路改良事業などの財源とするものです。

23ページの給与費明細書及び24ページの地方債の前々年度末における現在高並びに、前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、御覧いただきたいと存じます。これで、議案第38号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第39号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,793万9,000円とするものです。

歳出を御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

45款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、5目、一般被保険者保険税還付金、22節、償還金利子及び割引料100万円は、国民健康保険税の還付によるものです。国民健康保険から社会保険に移行された方で、資格喪失の手続きをなされなかったため、国民健康保険税が賦課され続けていた方に対し、資格喪失日まで遡及し還付するもので、当初予定しておりませんでした、1人、約100万円の還付が発生したため計上させていただきました。

次に、歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

45款、繰越金、5項、繰越金、10目、繰越金、5節、その他繰越金で100万円を計上させていただきました。これで、議案39号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 議案第40号、令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億264万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,704万円とするものです。

主な歳出を御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

5 款、総務費、15 項、介護認定調査会費、5 目、認定調査費、1 節、報酬から 8 節の旅費、合計 146 万 4,000 円につきましては、調査件数が区分変更等により増加しておりまして、災害及び感染等の緊急時の対応が出来ず、調査が延伸している状況のため、調査員 1 名を 10 月より増員するものです。

8 ページをお願いいたします。

35 款、諸支出金、5 項、償還金及び還付加算金、10 目、償還金、22 節、償還金利子及び割引料 7,510 万 3,000 円及び 27 節、繰出金 2,581 万円につきましては、令和 4 年度介護保険特別会計予算の事業実績により、介護給付費及び地域支援事業費分を国、県、支払い基金、町へ返還するものです。

6 ページへお戻りいただき、歳入を御覧ください。

45 款、5 項、5 目、5 節、繰越金 1 億 118 万 2,000 円につきましては、先ほど説明いたしました、歳出、35 款、諸支出金の返還金等となります。以上で、議案第 40 号、令和 5 年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)についての御説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長(白丸浩二君) 議案第 41 号、令和 5 年度氷川町下水道事業会計補正予算(第 1 号)について御説明申し上げます。

令和 5 年度氷川町下水道事業会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 ページを御覧ください。

第 2 条収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ 505 万 2,000 円を追加し、収入 6 億 2,922 万円、支出 4 億 7,515 万円とするものです。

第 3 条から次のページの第 4 条、第 5 条につきましては、当初予定額として計上しておりましたが、令和 4 年度下水道事業特別会計の決算額の内容から補正するものです。後ほど御確認をお願いいたします。

収益的支出の主なものについて説明いたします。

別添ファイル、令和 5 年度氷川町下水道事業会計補正予算(第 1 号)、歳入歳出予算事項別明細書の 2 ページを御覧ください。

21 款、公共下水道事業用、1 項、営業費用、20 目、処理場費、16 節、修繕費に 484 万 2,000 円を計上しています。これは、宮原浄化センターの回転円盤の変速機並びに減速機の修繕費用と、マンホールポンプの修繕費用として計上しています。

次に、収益的収入について、御説明申し上げます。

上段の 11 款、公共下水道事業収益、2 項、営業外収益、2 目、他会計補助金、1 節、分流式下水道事業補助金に 505 万 2,000 円を計上しております。これは、一般会計繰入金となります。これで、議案第 41 号の説明を終わります。

○議長(米村 洋君) 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長(坂本哲也君) 議案第 42 号並びに議案第 43 号につきましては、続け

て御説明させていただきます。

議案第42号、八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、八代生活環境事務組合規約を次のとおり変更するものです。

提案理由としましては、八代生活環境事務組合塵芥処理施設の焼却施設の閉鎖により、共同処理する事務の内容及び組合の経費の支弁方法を変更することに伴い規約を一部変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

3ページからの新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条にありますような促音の表記を規約内全て改正しております。

次に、第3条第2号の共同処理する事務の内容について、アからオまでの5つの事務に改正しております。

7ページを御覧ください。

第12条第3項については、第3条第2号に規定しました、アからオの5つの事務の負担金の算出方法について改正しております。同条第4項につきましては、人口割の適用が前項第2号と第3号のみとなるため、改正しております。

この規約は令和6年4月1日からの施行といたします。これで、議案第42号、八代生活環境事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明を終わります。

続きまして、議案第43号、八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について御説明いたします。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、令和6年4月1日から、別紙の規約により行う八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく事務の委託の協議を行うためには、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

1ページを御覧ください。

規約の主な内容としましては、氷川町の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の管理及び執行を八代市に委託するもので、焼却処理する一般廃棄物の収集区域、搬入の上限量、委託期間、経費の負担内容、施設の解体の負担などを規定しております。

この規約は令和6年4月1日からの施行とします。これで、議案第43号、八代市と氷川町との間の一般廃棄物の焼却処理に関する事務の委託に関する規約について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 認定第1号、令和4年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度氷川町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

内容につきましては、合同委員会にて説明いたしますので、御了承願います。これで、認定第1号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 認定第2号、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、合同委員会について御説明いたしますので、御了承願います。以上で、認定第2号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 認定第3号、令和4年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、合同委員会で御説明いたします。御了承願います。以上で、認定第3号、令和4年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 認定第4号、令和4年度氷川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度氷川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内容は合同委員会で御説明申し上げますので、御了承ください。以上で、認定第4号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 認定第5号、令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、合同委員会にて御説明いたしますので、御了承願います。以上で、認定第5号、令和4年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） それでは、同意3号から同意7号までを一括して御説明を申し上げます。

まず、同意第3号について御説明いたします。

次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町野津1563番地2、氏名、富田美幸、生年月日、昭和51年8月1日生まれでございます。同氏は、平成22年11月に本町に転入され、仕事と子育てを両立されております。この間、竜北東小学校PTAの学級委員や本部役員の書記を歴任され、その職責を果たしてこられました。温厚で誠実な人柄と教育に対する熱意が強く、教育委員としての活躍が期待出来ますので、任命いたしたく、同意をお願いするものであります。

続きまして、同意第4号について御説明いたします。

次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町今119番地、氏名、村山賢一、生年月日、昭和41年11月19日生まれでございます。同氏は、平成27年4月から教育委員会委員の職務に精励をいただいております。教育に対する熱意が強く、温厚で誠実な人柄が示すとおり、献身的にその職務に御尽力をいただいております。今後も教育委員としての活躍が期待出来ますので、再任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

次に、同意第5号について説明をいたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。次の者を氷川町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町大野880番地、氏名、高岡三郎、生年月日、昭和25年6月11日生まれでございます。同氏は平成4年9月に固定資産評価審査委員会委員に選任され、31年の長きにわたり職務に精励をいただいておりますが、卓越した識見と温厚で実直な人柄によりまして、献身的にその職務に御尽力をいただいております。今後とも職務遂行に期待が出来ますので、再任をお願いするものでございます。

同意第6号につきまして御説明いたします。

同様に固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。次の者を氷川町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町鹿野582番地1、氏名、本田憲明、生年月日、昭和23年12月2日生まれでございます。同氏は平成21年9月に、固定資産評価審査委員会委員に選任され、10年間、職務に精励をいただいております。卓越した識見と温厚で実直な人柄によりまして、献身的にその職務を遂行いただいております。今後とも職務遂行に期待が出来ますので、再任をお願いするものでございます。

続きまして、同意第7号について御説明いたします。

同様に固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございまして、次の者を氷川町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町宮原855番地6、氏名、佐々木貞行、生年月日、昭和22年8月6日生まれでございます。同氏は、平成29年12月に固定資産評価審査委員会委員に選任され、6年間、職務に精励をいただいております。卓越した識見と温厚で実直な人柄によりまして、献身的にその職務に御尽力をいただいております。今後とも職務遂行に期待が出来ますので、再任をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 次に、決算の認定について、監査委員から審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。監査委員、島田博行君。

○代表監査委員（島田博行君） 令和4年度の決算審査を実施いたしましたので、報告いたします。

審査意見書は、先ほど、認定第5号で説明がありました後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の次に掲載をしております。

審査意見書の最終ページ、32ページをお開きください。

令和5年7月7日付けで町長より審査に付されました令和4年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算について、7月13日から8月1日までのうち6日間、審査を実施しましたので、その結果及び意見を申し述べます。

各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、各課より提出いただいた主要な施策の成果に関する調書ほか関係書類をもとに、各担当課より事業内容、事務処理等について聴取しながら審査を実施いたしました。

提出された決算書書類はいずれも地方自治法施行規則に示された様式に基づいて作成されていて、各決算の数値についても適正であることを認めます。

続きまして、1、予算の執行について意見を申し述べます。

2ページを御覧ください。

一般会計と各特別会計の歳入歳出決算額の総額は、第1表のとおり、歳入が136億7,535万5,169円、歳出が124億2,978万8,411円であります。歳入の収入率は、第2表のとおり、合計で99.6パーセント、歳出の執行率は、3ページの第3表のとおり、合計95.3パーセントで、翌年度への繰越額1億2,521万4,000円を支出済額に加えた執行率は、同じく、合計で96.2パーセントとなっております。

第3表の歳出の執行率を各会計別に見ますと、一般会計は95.1パーセントで、翌年度繰越額1億2,521万4,000円を支出済額に加えた執行率は96.5パーセントであり、国民健康保険特別会計98.2パーセント、後期高齢者医療特別会計99.3パーセント、介護保険特別会計91.6パーセント、下水道事業特別会計97.

6パーセントとなっています。

最終ページの32ページにお戻りください。

予算の流用につきましては、一般会計で、節間流用が4件、特別会計で節間流用が1件発生しています。予算の計上漏れが原因と思われる。予算の計上については、よく精査し、計上漏れがないよう留意をお願いしたいと思います。なお、予備費の充用はありませんでした。

次に、2、財政運営について報告いたします。

各会計の実質収支の状況については、4ページ以降の各会計の実質収支の状況の表に記載しているとおりであります。

11ページをお開きください。

第14表財政指標に記載のとおり、一般会計の実質収支比率は、令和3年度は15.5パーセントが令和4年度は11.8パーセントとなり、3.7パーセント減少しています。総務省が発表しています令和5年版地方財政白書の令和3年度決算における全国市町村平均の6.5パーセントを上回っています。

次に、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は、同じ第14表に記載のとおり、99.5パーセントで、令和3年度の95.5パーセントより4パーセント増加しています。財政の硬直化が進んでいると思われる。参考までに、令和5年版地方財政白書の令和3年度決算における全国市町村の経常収支比率の状況は、80パーセント未満に16.6パーセント、80パーセント以上90パーセント未満に62.2パーセント、90パーセント以上100パーセント未満に21.0パーセント、100パーセント以上に0.2パーセントの市町村が位置しています。

財政力指数は、令和4年度0.28パーセントで、令和3年度と同率になっています。

次に、少し戻りまして3ページ、別表1及び別表2を御覧ください。

各会計の自主財源である町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び下水道分担金使用料の不納欠損額と収入未済額については、令和3年度と比較して、後期高齢者医療保険料の不納欠損額及び収入未済額、下水道分担金使用料の収入未済額が少し増加していますが、他の項目では全て減少しています。全庁的な取組が功を奏したものと思われる。引き続き、税の公平性を保つためにも、継続した取組をお願いしたいと思います。

今後も産業の振興、生産年齢人口の増加、定住化等に努力され、課税客体の増加に努められることを望み、将来にわたり安心安全なまちづくりができる財政運営をお願いしたいと思います。以上で、令和4年度の決算審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） 11時30分まで暫時休憩します。

-----○-----

午前11時19分

午前11時30分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。議案第33号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第34号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第35号について質疑ありませんか。飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 明日の一般質問で詳しく聞こうと思っているんですけども、予算関係のことなので、今日はこちらで質問させていただきます。

まず、この値上げに関して、先ほど説明がありました。持続可能なというところで、主にどういった理由で値上げをされていくのかをお願いします。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 今回の改正につきましては、2点、目的がありまして、1点目が先ほど御説明しました、維持管理費の高騰ということ。2点目は、令和6年4月は指定管理の切替え時期であり、町からお支払いする指定管理料を抑制すること。この2つを目的に改正しようと考えているところです。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 指定管理料の維持というところなんですけれども、その維持する指定管理料というのは、具体的にどういった項目のことでしょうか。例えば、物価の何が高騰したのかとか、そういった意味合いがあるんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 指定管理料の中で人件費や電気代、消耗品も含めて高騰しておりまして、利用者の方々に負担していただくところもありますが、町からの支出ももう少し考えていかなければならないということで、今回改正を考えているところです。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） ログハウスの使用料が現行の金額だからある程度の集客が見込めたのではないかと思います。使用料を値上げすることによって、流動人口である利用される方々の数が減少する恐れがあるということは考えておられますか。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 金額につきましては、改正した場合でも、周辺の類似施設よりも低いと認識しております。また、値上げしたことに伴う利用者数の減少の恐れについては、周辺よりもまだ料金が低いということと、また、今後、アウトドア嗜好の方々を呼び込むという八代地域でのアウトドアツーリズムの取組みと連携して、集客をしていきたいと思っております。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 類似の宿泊施設とは設備の差もあるかと思います。物価高騰

の中でも、関東の電気料金は1.5倍ぐらいに上がっていますが、九州に関しては、電気料金はどこも上がっていないと認識しています。それでこの値上幅です。芦北町の御立岬公園の場合、電気やガス、テレビ、いろんな設備があって、2名で8,000円、最大6名から8名で1万8,000円という料金です。立神峡公園は、テレビやガスがついていた記憶はないんですよね。そういったことから、これが本当に適正な値上げ幅なのか。それから、キャンプ施設がテント1張り1,000円から2,000円へと倍増します。中央町や砥用町、泉町とかの公園にもキャンプ場がありますが、そちらは無料だった記憶があります。そういったところは結構な流動人口が流れてきていると認識しています。そういったことも踏まえて計算をした料金なのか、それとも、今の指定管理者から言われてこの金額になったのかというところをお聞かせください。

○議長（米村 洋君） 飯田健二君。君は一般質問で出しとるんじゃないのかね。会議規則では原則3回で、議長が許す範囲で質疑はできるんだけど、一般質問でやってしまえばいいんですよ。

○1番（飯田健二君） はい。

○議長（米村 洋君） だから、答弁は要りませんよ。

西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） それでは、同様の質疑になるわけなんですけれども、この点は委員会の中で詳しくお尋ねいたします。ですから、1点だけ、町の今後の方針ということでお尋ねしたいと思います。今、提案説明のところ、当初から見直しをしていなかったことと物価高騰が理由だということだったんですけれども、この施設の利用料金について、私のところにもいくつかクレームが来ています。具体的に言えば、里地屋敷を使用したところ、子どもは無料だったが、大人は追加で5,500円を徴収されたということです。条例に規定されていない料金が徴収されています。ですから、今、飯田議員の質問の中にもあったんですけれども、この条例改正は、キャンプサイトに関しては使用料1,000円が2,000円に倍増されるという改正案なんですけれども、担当課にこの利用者の実績を聞きました。このキャンプサイトの利用実績が、令和元年は2,359人で、令和4年では826人ということで、3分の1に落ちています。この状況で使用料を倍増するならば、さらに利用者が減りはしないかと私は心配しているところです。そして、ここからが問題なんです、質疑なんです、現在、キャンプサイトの1,000円の使用料のほかに、焚火をしたら1,000円、さらに、小学生以上は1人当たり200円の使用料というものが、立神峡里地公園のサイトには記載されています。条例の規定で1,000円を払って、更にこの使用料を払うというのは、個人的には二重払いのような気もするわけなんです。利用料を倍増するのならば、今後、1人当たりの使用料とか、そういったものを徴収しないよう指定管理者に指導するとか、そういったことを考えるべきだと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） ただいま御質問いただきました内容につきましては、令和6年4月が指定管理の切替えとなりますので、指定管理者と協議を行いまして、方針を決定していきたいと思っております。

○議長（米村 洋君） 課長、違法的な徴収の方法ではないかと言っているわけだ。それに対して、そういう事実があるのかないのか。それはどうなの。地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 指定管理者に確認しましたところ、200円というのは徴収がされているという報告を受けております。

○議長（米村 洋君） 500円と言っています。

○地域振興課長（村上孝治君） 500円とかそういったその金額につきましては、どのような目的の500円だったのかっていうのが、指定管理者に確認しましたがけれども、お尋ねいただいた内容と、どういった500円だったのかとか、1,000円だったのかというのが確認出来ておりませんので、そこはまた確認させていただければと思います。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） あと1点でいいですか。これは自治法244条の2で規定しているんですが、公の施設で町の財産なわけですから、指定管理者に対しては、当然、町は指導しなければならないと私は思っています。委託ということを先ほど話されていますが、これは指定管理で、町が対等の立場で協定を結んでいるんですよね。町の立場から指導をしていくべきだと思います。この条例に、これ以外は町長が別に定めるという項目があるんですけれども、そういったものは一切なく、あまり協議がないような形でこういった使用料が取られているような気もいたします。来春から指定管理者がどなたになるか分かりませんが、公の施設としての町の管理というものをきちんとやっていただきたいと思っております。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか。答弁いいですか。

○2番（西尾正剛君） いいです。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 使用料の改定ですが、2倍に上がる部分と最低でも25パーセントの引上げになっています。近隣町村を調べてみました。担当課でも調べているということでした。その結果が、先ほどの話では、引き上げても周辺よりも低く抑えていますということでした。1番近い御立岬との比較はどの程度されていますか、お聞かせください。それから、他のキャンプ場やバンガローなどを調べてきました。里地屋敷もログハウスと同じように3時からにする改正になっていますが、ある施設に行ってみたら、自分のところは2時からやっているが、冬場は3時だったら遅いんじゃないんですかと言われて、はっとしたんですよね。そういうことは考えられないのか。1つの時間しか決まっていますが、夏時間と冬時間で変えることは考えられなかったのかと。それから、人にもっと来てもらいたいと私も思っています。料金を上げると減るかもしれないということがあるんですが、天草と御立岬は、冬場は半額

ぐらいで借りられるんですね。そういったことも考えたらどうかなと思いますが、それは検討されましたか。3点、お願いします。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。一般質問で。

○6番（吉川義雄君） 料金を1本にしてしまうから、それは考えなかったのか。

○議長（米村 洋君） 利用者の料金と書いてあるけれど。

○6番（吉川義雄君） 料金のことです。委員会が違うので、私はここでしか聞けないので、すみません。

○議長（米村 洋君） 一般質問でがんがんやってよ。

○6番（吉川義雄君） いや、それは。

○議長（米村 洋君） 答弁できるか。地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） はい。1つ目の御立岬公園等との比較について、先ほど飯田議員からもありましたけれども、氷川町のログハウスにつきましては、10人まで泊まれ、設備といたしましては、テレビ、エアコン、冷蔵庫、お風呂があり、食材だけ持ってきていただければ、十分宿泊ができるという施設でございます。御立岬の施設の中を見たことはありませんので、単純な比較は出来ませんが、氷川町のログハウスは、施設の設備に対して費用は安い方なのかなと考えているところです。それから、夏時間と冬時間の設定につきましては、利用者の方々の意見を聞きながら検討してまいりたいと思います。それから、冬場の料金の設定につきましては、今回改正させていただく使用料は上限ですので、この上限の範囲内で指定管理者が町長の承認を得て決定するという規定がございますので、指定管理者と協議しながら、そして、利用者の意見を聞きながら検討していければなと思いますので、よろしくお願いします。

○6番（吉川義雄君） はい、いいです。

○議長（米村 洋君） 町長より一言、公園の条例改正について何かありませんか。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 明日、喧々諤々、いろんな御意見をお聞かせいただきたいと思います。先ほどから課長が説明しておりますとおおり、創設当時から全く見直しをしてございません。その間、消費税は数回上げられております。そういったものが全く反映されておられません。近隣にも施設が増えてきています。そことの比較、検討もされてきておられません。それを、今回、一度、きちんと整備をしようという話でございます。それぞれの金額につきましては、安ければいいという話もございますでしょう。値上げ幅が大きいという御意見もございますけれども、私どもとしては、その施設にふさわしい金額を考えたところで提案をいたしておりますので、それを踏まえて、ぜひ御検討いただきたいと思います。それぞれの公共の施設に指定管理者制度を導入いたしました。その目的は、皆さん方も御承知のとおりでございます。私ども行政が管理をするよりも民間に管理をさせたほうが、遥かに効率が良く、利用の展開も広がるというメリットを目指してやってきたわけでございます。がんじがらめに、私どもが言うようにどうにかしろというような管理の仕方では、展

開がなかなか望めません。そういったところも、ぜひ御検討いただいて、御精査いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第36号についての質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第40号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号から議案第43号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第43号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 1 1 時 5 0 分